

## ホレース・マンの十二年報について

川 崎 源

### On Horace Mann's Twelve Annual Reports as Secretary of the Massachusetts Board of Education

Hajime Kawasaki

ホレース・マンの著作中、最も重要で永久的な価値をもつものは、彼が1837年から1849年にかけてマサチューセッツ州教育委員会に提出した12の年次報告書である。それらは名目上は、州教育委員会に報告されたものであるが、実質的にはアメリカ全国民の教育的関心を高め、第19世紀後半における公教育制度発展の原動力となつたものである。Mary Mann 編集の *Life and Works of Horace Mann, 1891* の第2巻から第4巻に収められている12の年報は多くの統計資料を省略して再録されたものであるが、それでも1000ページに及ぶ歴大なものである。しかも、それらは年次報告という名称によつて人が想像するような事務的な文書ではなくて、その論題の広さと論究の深さにおいて一連のすぐれた教育論である。以下、限られた紙面において、各年報の中心問題の概括を試みたいと思う。

「第一年報」(1837)<sup>①</sup>は次の四つの主題を中心に州内公立学校の一般状態を述べ、その対策を提案している。(1)校舎の位置・構造・現状・数について。この問題については、彼は別に、「校舎問題に関する補助報告」の提出を約束しているので、ここでは簡単に取扱われている。(2)学務委員の職務履行の状況。この主題の下に彼は、学務委員たちが教員の検定を等閑に付し無資格教員の排除を躊躇し、教科書統一の義務、および両親が児童に教科書を与え得ない場合、町費でそれを支給すべき義務を怠り、法律の命ずる児童就学の督励、並びに学校視察の責

務を怠つていることを指摘している。このような学務委員の怠慢は、マンによれば、学務委員に対する報酬の不足、職責怠慢に対する罰則の不備、まじめな履行に対する敵意、および彼等の奉仕に対する一般大衆の忘恩に起因する。これらの弊害に対する救済策として、学務委員の待遇改善、職務怠慢に対する罰則の強化、学務委員会による年次報告の提出が提案されている。(3)学校に対する地域社会の冷淡。これには二種類ある。その第一は、すべての教育に無関心な人々の態度であり、第二は、公立学校や無月謝学校をもつて必要な教育を施し得ないものと考え、その子供を私立学校やアカデミーに送ろうとする人々の態度である。この主題の下にマンは、公立学校の真の理論、およびその能率を高めるための方策を述べ、普通教育の手段としての私立学校に反対している。(4)教師の資格。公立学校教師の資質は憂うべき状態にある。それは、教師の給料が悪く(平均月額、男教師 15.44ドル、女教師 5.38ドル)、その任用基準の低いことに起因する。従つて、教職は他の一層有望な職業への一時的な踏台と考えられ、ボストン市を除いて、州内公立学校において常時教授に従事している教師は200人に過ぎない。学校には何らの学籍簿や教具も備えつけられていない。この報告書は同時代のアメリカ公立小学校の実情を研究するものにとつて価値ある資料である。

注 (1) 「第一年報」のやや具体的な内容については拙稿「ホレース・マンの公教育論」(滋賀大学学

芸学部紀要, 第5集, 1956) pp. 123—25参照。

「第二年報」(1838) は最初に前年度における州内公教育の若干の進歩の跡を示している。学務委員の報酬を規定する法律が可決され、大ていの学校に学籍簿が備えられるようになった。しかし、この年報の大なる主題は言語教授の重要性とその改善策に関する論究である。読み方教授における従来のアルファベット式方法(a-b-c method)の不可なることが論ぜられ、文字に先立つて言葉を教えること(word method)、純粹に機械的な要素に比して国語教授における精神的な要素が強調されている。さらに、児童の興味に無関係な抜萃的な国語読本の使用に伴う弊害が明らかにされ、よりよき教科書撰定のための有益な提言がなされている。即ち、児童の日常生活の出来事、あるいは航海や旅行等、自然科学に関する問題を平易に興味深く述べたものがよく、そして児童の語彙が増加し、論証や推理の能力が発達するにつれて、一層高次な問題を取扱った教科書に進むべきである。また、作文・解釈・パラフレイズは早くから課するのがよい。かくて国語教授の改善は人々の間に高雅な趣味と洗練された態度をもたらし社会に純粹高尚な文学を普及せしめるに役立つであろう。最後に、州教育委員会が公立学校の教科書を撰定すべきかどうかという問題の考察と、それに付随する若干の示唆をもつてこの報告書は終つている。

「第三年報」(1839) は州内各地から寄せられる学事報告にあらわれた種々の進歩と改善の事実に対し教育委員会に祝意を表することから始め、次いで、公共事業に従事する人々の子供に教育の恩恵を与えようとするある種の努力、および当時制定された15歳以下の児童を工場の雇傭から保護する法律に対し一般の注意を促すことによつて人道主義的関心を示している。

この報告書の主題は、しかしながら、学区図書館の必要性をあらゆる方面から論究することであつた。州内図書館の数と質と利用度に関する詳細な統計が掲げられている。州内の各種図書館の蔵書は約300,000冊である。その利用者は100,000人を超えず、600,000人はそれを利用していない。州内の100カ町は公立図書館をも

たない。図書館の書物の中、青少年の使用に適するものは二十分の一以下であり、その多くは時代おくれの古くさい不正確なものである。貸出図書的大部分は小説の類であり、しかも多くは有害不道德なものである。次に、読書の精神的・道徳的影響、並びに性格形成における読書の効果が論ぜられ、州費の援助をもつて広く学区図書館を設置すべきことが強調されている。最後に、図書館に必要な書物の性質が詳論され自然科学・伝記・歴史・農業・通俗科学・生理学・衛生学・道徳に関する書物・人名辞典・百科辞典・参考書類等があげられている。この報告書は、マンが図書館教育に関して進んだ見解をもつていたことを示すものである。

「第四年報」(1840)の中心論題は学区細分の弊害、およびその救済策である。マンの時代に学区制度(district system)は極度の弊害を露呈した。例えば、長さ1.5マイルの道路に沿つて6校の学区学校が数えられ、しかも、それらは全学年の児童を一教室に収容する単級学校であつた。ここで提案されている学区制弊害の救済策は、(1)地域と人口の事情が許す限り組合立学校(union school)を設置すること、(2)組合立学校の設置が不可能なところでは二つ以上の零細学区を統合すること、(3)人口がまばらでこれらのいずれも不可能な場合は、児童心身の発達状況に応じて休息や休日を設け、学校の日課に制限を加えることである。学区制度下における公立学校費の非能率性と非生産性が論ぜられ、それに関連して私立学校費の浪費性が指摘され同じ経費が公立学校に与えられるならば大なる利益がもたらされるであろうことが論証されている。この報告書の残余のページは教師の資質、児童の規則正しい学校出席を促す方策、学校に対する父兄の関心、およびよき学校をつくるための諸条件に関する考察に当てられている。

「第五年報」(1841)は二つの重要な論題を含む。最初に教員検定の最善の方法に関する若干の有益な提案がなされている。第一は、教員志望者の道徳的資質であつて、青少年の教育者という高貴な職業に道徳的に適しない人物を推薦する学務委員に対して烈しい非難が浴せられている。第二は、教師の学識であるが、これは

比較的容易に確かめることができる。第三は、教師の教授能力である。これは最も重要な資格でありながら、多くの学務委員はそれを試験してないでいる。教員志望者の教授能力を確かめるには、(1)黒板の使用法、(2)読み方教授の方法、(3)発問法、(4)発音教授の方法、(5)数学的記号を教える時間と方法、(6)地理・文法・算術の教授法、(7)復習の仕方等について調べなければならない。第四は、学校の管理・経営の能力である。この点については、(1)学校の秩序と静粛を保つ方法、(2)体罰に関する考え方とその頻度、(3)褒賞によつて競争心を刺激する方法等について調べなければならない。(いうまでもなく、マンは学校における体罰の廃止論者であり、競争心をもつて学習動機たらしめることに反対している。第七年報、および第九年報参照)第五に、教員志望者が教師たるために受けた特別訓練、即ちいかなる教職課程を履修したかが調べられなければならない。前年度、二つのシェーカー教徒の団体が教員の検定と学校の視察を拒否したのであるが、マンは彼等の行動の不合理を痛烈に非難している。

この報告書の第二の論題として、マンは州内の各町における教育の不平等の実態を示し、教育あるものと教育なきものとの労働の生産的価値において生ずる相違をば、州内の若干の大雇傭主の証言によつて立証している。マンの調査によれば、よき教育を受けた人は、同一の仕事において、教育を受けなかつた人よりも、道具や機械を損耗することなく、普通50パーセント多く生計の資をかせぐだけでなく、より立派な生活を営み、社会のよりよき成員となつていく。かくて結論的に、州および個人は教育の一般的普及によつて、一種特別の意味で大なる受益者となるであろうことが示されている。この論述は賞讃すべきものである。

「第六年報」(1842)において、マンは学校の歳費・出席状態・女教師の雇傭・教師の給料・学務委員による学事報告の提出・教員の資格・無資格教員の解雇・学籍簿・学校図書館等に関する前年度の進歩を概観し、進んで学科選択の題目の下に、生理学の学習を学校に導入することの必要を論じている。彼はギリシア語か

ら合衆国史に至る種々の学科目を、それらを学習している生徒数の順序に配列し、その序列が果して学科選択の自然の順序に対応しているかどうかという肯綮に当つた疑問を提起している。「代数という、人が日々の仕事において千回に一度しか用いる機会のない学科が、何故に2,300人以上もの生徒によつて学習されなければならないのか。そして他方、すべての人々が、日傭労働者でさえもが理解していなければならない簿記が、何故にその半数以下の生徒によつてしか聴講されていないかの満足な理由が説明され得るであろうか。農夫や道路工夫の間で、何故に幾何学が測量術の前にとられるのか。そして知的・道徳的真理の探究者の間では、何故に修辞学が論理学の二倍の信奉者をもつのか。」

この報告書は、その後、何年か後に書かれたスペンサーの有名な論文を彷彿たらしめるものである。マンは生理学や衛生学の学習の重要性をすぐれた医師の見解を引用しながら論究し、生理学がすべての学校の学科目中、上位を占めるべきことを力説している②。「もしアレクサンダー大王の乗馬がビューセファラスと名づけられたということを知らないならば、あるいはミッドルトンの著わしたギリシアに関する八折判の書物を読んだことがないならば、恥しく思うであろう大学や神学校の卒業生が、往々にして神が彼等の身体に賦与し給うた偉大なる法則については全く無知である。」この報告書は、それ自身で立派な生理衛生学に関する論文である。

注 (2) 地理に次いで、アメリカの初等学校教科目に導入された科学的な教科は生理学であり、それは主としてマンの唱道によるものであつた。(P. Monroe, A Text-Book in the History of Education. p. 702)

「第七年報」(1843)③は *Life and Works of Horace Mann* の189ページを占める大作であつて、12の年次報告中、最も重要な文献的価値をもつものである。この年報は、マンが1843年の5月から5カ月にわたつてヨーロッパ各国の教育事情を視察した報告書である。この旅行で彼は、イングランド、スコットランド、アイルランド、ドイツ諸邦、オランダ、ベルギー、およびフランスの主要都市を歴訪し、その教育

機関、並びに社会事業施設を視察した。

彼はイングランドにおける偏頗な教育組織の恐るべき弊害を考察し、教育の機会の不平等、教師の給料の不均衡、下級学校における低俗有害な教科書、教育に対する一般的な監督権の欠如を示す多くの事実をあげている。スコットランドの学校では高度の精神活動が支配し、国語教授が大いに徹底していた。しかし、そこでは訓練があまりにも厳格で、学習が競争心に訴えられ過ぎていた。

プロイセンの学校は、マンの観察によれば、ヨーロッパ各国のいずれの学校よりもすぐれていた。ポッドダムおよびハレにおける孤児・浮浪児の学校について述べ、ヴィッヒェルン (J.H. Wichern) やフォン・テュルク (W. von Türk) の感化事業に絶大なる讃辞を与え、さらに進んでプロイセンの学級編成、並びに低学年の教授法に論及している。そこで彼は文字に先立つて言葉を教える方法を賞讃し、綴字における音綴法 (phonic method) の利点を紹介している。次に高学年における数学・文法・作文・図画・地理等のすぐれた教授法に言及し、プロイセンの教師の教授能力を絶讃し、教員養成所 (Lehrerseminarie) における教師養成組織を説明している。プロイセンおよびザクセンの学校を概評して彼は次のような諸事実を述べている。即ち彼は、教師が教科書に頼つて授業をしているのをみたことがない。彼はまた、一人として罰せられ、叱責されている子供をみたことがない。教師はその仕事に熱心であり、生徒に対して強い愛情を抱いている。教育雑誌が豊富に出版され、広く読まれている。視学官は高い学識をもつた人であり、社会的にも最高の地位を占めている。児童の就学は法律によつて義務とされ、違反者は投獄されることになつているが、父兄の教育的関心が強いいため法に訴える必要は殆んどない。

次に彼は体罰、競争心、および宗教教授に言及している。オランダでは体罰は殆んどみられないが、スコットランドとイングランドでは盛んに用いられている。イングランドの私立学校の中には、いまだに生徒を監禁するために独房が使われている。フランスの学校では刑務所の

ような厳重な監視制がとられている。イギリスおよびスコットランドの学校では、あらゆる学年を通じて名誉心と競争心が学習の主要動機となつている。

英帝国および大陸諸国においては宗派的な宗教教授が盛んに行われ、多くの弊害を伴つている。「信仰の承認を強制することは、疑いもなく国民の間に急速に不信仰を広める主たる原因である。」「人々に彼等が非とするところの事を行わせ、彼等が信じないことを確信させよとすることは、また一般の道徳を頹廃させる最大の原因である。」ヨーロッパ諸国においては、宗教が政治目的に利用されていた。マンは旧世界の圧制的な社会秩序を概観し、マサチューセッツ州の先祖たちが高貴な精神をもつて共和国を建設し、公教育の基礎を築いたことに対する絶大なる讃辞と感謝をもつてこの長文の年報を閉じている。

第七年報は同時代の多くのアメリカ人によつて書かれたヨーロッパの教育事情に関する種々の公的な報告書の代表的なものであり、アメリカにおけるパスタロッチー主義に関する最も重要な文献の一つであり、同時に今日の比較教育学の最も初期の文献の一つである。

注 (3) 「第七年報」については、拙稿「ホレース・マンの第七年報について」(滋賀大学芸学部研究論集、第3集、1954) および「ホレース・マンの公教育論」(前掲紀要) pp. 128—29参照。

「第八年報」(1844) は最初に例によつて過去一カ年間における州内公教育の進歩を示す若干の統計を掲げ、女教師の増加、町教育費の増大、学校図書館の増加等について考察した後、かなり詳しく教員講習会 (teachers' institute) ——それはすでにニュー・ヨーク州において実施されていたものであるが——を組織すべきことを論じ、そのための経費計上を勧告している。彼はまた、郡や町における教員組合 (teachers' association) の組織を好意をもつて短評し、次に学校において聖書を使用しない町の数に関する調査結果を公表し、レキシントンの師範学校をウェスト・ニュートンに移転した理由を述べている。

次に彼は学校基金を学区に分配する問題を、従来とられた種々の方法を批判しながら考察し

その分配は各学区が平等の恩恵に浴するように配分さるべきであるという見解を述べている。しかし、それは必ずしも各学区に同額の基金を与えようとするものではない。この問題に関連して、彼は町が法律の要求する限界を超えて学校のために基金を調達する権限の問題に触れている。マンは単に人道主義と博愛主義の動機からだけでなく、立法の趣旨からその法律の自由な解釈を弁護している。

この年報が取扱っている他の新しい論題は学校における唱歌教授である。州内の学校の約六分の一、即ち約 500 校がすでに唱歌を教えている。彼は唱歌が児童の自然的興味に適合し、それを純化するとともに、社会的・道徳的な効果をもつという理由から、その一般的な採用の重要性を論じている。そのために彼は、唱歌の能力を教師の資格の一つに加えるべきことを提言している。

「第九年報」(1845)は内容的に最も価値あるものの一つである。最初に州内公教育の進歩を示す若干の興味ある統計が、学校図書館の普及、学校基金および町教育費の増大、学校の開校日数、生徒の出席状況等について示されている。次に教師の給料の適否、教職の重要性と教師の責任の重大性が論ぜられ、さらに優秀な教員が私立学校やアカデミーに奪われつつある事実にかんがみて、その給料増額の必要を主張している。新任教師の数と教育を職業とするものが比較的少いことに注意が向けられ、最初の教員講習会の実施状況が報告されている。

次に、この報告書の重要な論題、即ち学校の動機 (school motive)、並びに学校の種々の悪徳 (school vices) を根絶するための手段について詳述している。この論題の下に彼は先ず、学務委員の性格・任務・資格に言及し、彼等が学校を評価する場合、児童の道徳的進歩を知的進歩と少くとも同等に考慮すべきこと、および道徳的教養を犠牲にして知的進歩を奨励しようとする教師の努力を非とすべきことを力説している。次にマンは教師の動機に触れている。教師は単なる傭人となつてはならない。彼は生徒を愛し、その仕事を愛しなければならない。彼は絶えず自己の務めを熟考し、その恵み深きこ

とを自覚し、自己の精神を目覚まさなければならない。そうでないならば、彼はその仕事に適しない。教師たるものは生徒の友として、また恩人として教室に臨まなければならない。彼は生徒の善意を伸すことを目的としなければならない。駆り立てるのではなく、導くのでなければならない。学校の秩序は保たなければならないが、それは恐怖によつてではなくて、教師に対する尊敬の念によつてでなければならない。いかなる掟も法令によつて定めらるべきではなくて、すべて学校の良心に委ねらるべきである。教師は罪と罰についてよりも、むしろなすべき責務とその理由について生徒に語るべきである。教師によつて与えられる道徳的教訓は学校や家庭における日常生活の諸義務に関連させらるべきである。

次に学校の道徳的管理の問題が詳論されている。マンは生徒の学習や道徳行為の動機として体罰の恐怖をもつてすることには深い疑いを抱いていた。罰とそれに伴う恐怖は、ある場合には「防止的」であるかも知れないが、決して、「治療的」な手段ではない。従つて、それはより高き動機——愛と義務——によつておきかえられなければならない。学校における生徒の種々の不正行為——例えば無届欠席・授業中の私語・他人の中傷・責任回避・学習の怠慢、等々——に対する適切な矯正策が示唆されている。要するに「愛によつて教えることのできないものは、恐怖に訴えて教えなければならない」というのがマンの信念である。従つて教師が有能になればなるほど恐怖や野心や競争心などの低次の動機は、より高次の動機におきかえられるであろう。

最後に、生徒の知的進歩のみを問題とする学校の試験に対する適切な批判、知的学習を通じて道徳教育を施し得る可能性についてのすぐれた提案、および独断的な教授法と帰納的な教授法 (ペスタロッチャーの) との比較をもつてこの報告は終つている。

「第十年報」(1846)は州内教育の進歩に関する若干の喜ぶべき事実の報告をもつて始まつている。町によつて調達された学校維持費の総額は1837年の 400,000 ドルから 1845年の 620,000

ドルに増加した。女教師の数は、3591名から4997名に増加し、過去9カ年に1,200,000ドルが校舎の建築修繕のために費された。教具の総計は百倍に増加し、教授法は師範学校や教員講習会の影響と厳格な資格検定によつて大いに改善された。学校の管理と訓練が改良され、全学校の約六分の一に当る500校が体罰の手段に訴えることなく立派に教えるようになった。全体の出席は幾分向上し、学校の平均開校日数は1837年以來、15パーセント増加した(1837年においては6カ月25日であつた)。教員講習会および師範学校は州のために、よき教師を養成しつつある。

次にマンはマサチューセッツ州の公立学校組織の起源から始めて、その公教育論を展開している<sup>④</sup>。彼は1647年のマサチューセッツ植民地の学校法がピューリタンの信仰を永存せしめるという狭隘な基礎に立つものであるが故に、すべての国民の公教育の論議としては不充分であることを指摘している。アメリカの独立は公教育に新たなる根拠——共和制の存続と発展——を与えた。しかし、君主々義者にとつて、これは無月謝公立学校を、破壊するための動機となる。従つて、より広き論拠が見出されなければならない。彼は次に、経済的・倫理的な立場から公教育を弁護しようとする論議を述べている。そして最後に、マンは以上のいずれの論議よりも一層高い立場に立つて独自の公教育論を述べている。即ち、すべての児童は、彼が生命を維持するところの空気を吸い、太陽の光を受け、あるいはその身体的存在を続けるために必要な衣食住の手段をとると同じ権利を教育に対してもつという先決条件を設け、彼独特の財産論によつてそれを論証している。財産は本来大部分が自然的要素からなる。それは個人に対してではなくて、人類に対する神の賜である。それ故に、人は一生の間だけ、その所有権をもつに過ぎず、かつその財産を減少しないばかりか増大して次の世代に伝達しなければならない。さらにまた、人が普通、個人的な財産と考えているものの大部分は、先立つ世代の恩恵によつて生じたものであつて、その人自身の努力の結果生じたものは極くわずかである。従つて

われわれは後の世代に対する財産信託人に過ぎない。以上二つの前提から次のことが推論される。即ち後の世代は、われわれが財産として所有するところのものに対して、あたかも被後見人が後見人に対してもつと同様の請求権をもつ。そして後見人たるわれわれは、被後見人たる青少年をして、これら財産の将来の相続人たるの資格を獲得せしめる責任をもつ。かくて、青少年はその基本的人権の一つとして教育を受ける権利を有し、大人は彼等を貧困と悪徳から救い、社会的・市民的諸義務を有効に果させるように準備する責任を負う。

この報告書においてマンは、前世紀に起つた町を学区に分割し、学校の監督権を学区に委譲するやり方を非難している。彼は学区制を認めた1789年の法律をば、公立学校に関してかつて制定された最も不幸な法律であると言つている。彼はすでに若干の町がその学区を廃止したこと、および多くの町が学校の管理権を回復しつつあることを報じているが、それはアメリカにおける中央集権的な学校監督の初まりである。

注(4)「第十年報」における公教育論については拙稿「ホレス・マンの公教育論」(前掲紀要)pp.125—27参照。

「第十一年報」(1847)の主題は「公立学校が正しく管理・統制され、州のすべての児童がそれに就学する場合、州を社会的な悪と犯罪から救う公立学校の力」についての論究である。マンは州内外の著名な経験ある教育家——ジョン・グリスカム(John Griscom)、ディヴィッド・ページ(David P. Page)、ソロモン・アダムス(Solomon Adams)、ヤコブ・アボット(Jacob Abbott)、F・A・アダムス(F. A. Adams)、E・A・アンドリュース(E. A. Andrews)、ロージャー・ハワード(Roger S. Howard)、カザリン・ビーチャー(Catherine E. Beecher)——に宛てた質問状、およびその回答を掲げている。その質問状の中で、彼は効果的な教授には教師の高度の道徳的資質が不可欠であることを述べた後に、次の三つの質問を提出している。

(1)「貴下は学校管理に幾年間従事されたか

そしてそれは田舎か、人口多き町か、それとも都市においてであるか。」

(2) 「貴下は幾人ほどの児童を受けもたれたか、その性別、年齢はどうか。」

(3) 「もし、すべての学校が高度の知的・道徳的資質を具えた教師によつて管理され、すべての児童が4歳から16歳まで年間10カ月これらの学校に收容されるとすれば、貴下の指導下にある児童のどれ位が——何パーセントが——世の中に出て行つたとき、社会の損失とならず利益となり、恥辱とならず名誉となるように教育され、訓練され得ると考えられるか。言いかえれば、私が今仮定した有益にして仕合せな影響の下にすべての児童がおかれるとすれば、その何パーセントが矯正し難く、見込みがないと貴下は断定されるか。勿論、私の言うのは低能白痴についてではなくて、理性あり、責任を弁えた人間だけについてである。」

これらの質問を受けた人はいずれも、人間はすべて罪深きものであるというカルヴィン主義的教義の信奉者たちであつた。従つて、性善説や完全説は彼等の信念に影響を及ぼしていない。それにもかかわらず、公教育の効果に関する彼等の意見には驚くべき一致が存する。その二・三を引用すれば、

グリスカムは次のように答えている。「私の信念はこうである。この質問の中で述べられている状況の下では、矯正し難い社会の邪魔ものとなるものは2パーセント以下であり、95パーセントのものは、彼等が住む社会の道徳的福祉の擁護者となるであろう。……この回状に述べられている状態においては、そして福音書を精神を吹込まれた教師を想定すれば、賢明な判事も見込みなく矯正し難いと判決せざるを得ない児童は、教育された子供の1パーセントの半分以上も存しないであろうと信ずる。」

ヤコブ・アボットは次のように書いている。「もし、すべての学校が私の考える正しい知的・道徳的資質を具えた教師の監督下におかれすべての児童が年間十カ月これらの学校の影響下におかれるならば、社会全体を知性と道徳にまで陶冶する事業はやがて、人類の目的が人間的手段によつて達成し得ると同じように完全に

成就されるであろうと思う。」

ビーチャー女史は次のように答えている。

「これらすべての児童が16歳になるまで彼等の教師の指導下におかれ、そして彼等がこの都市において生涯を過すように計画されるならば、私は次のように言うことを躊躇しない。即ち一人として尊敬すべき仕合せな社会の一員たることに失敗しないであろう。いな、さらに私はすべての児童が人生の終りにおいて、平和と愛の世界に入ることを許されるであろうと信ずる。」

公教育の効力に関するこれら有力な証言を得たマンは、進んでそれを実行するための先決条件として、州のすべての教師を物的、知的並びに道徳的な資質において最高の地位に引上げるべきこと、および4歳から16歳までのすべての児童を年間10カ月就学せしめるべきことを提案している。そして、それが実行に移された場合の教育費は現在の僅か三倍を超えないであろうこと、しかも犯罪と悪徳の減少の結果生ずる節約は現在の費用の十倍に値するであろうことを示すことによつて、この計画実施の可能性を論証し、最も雄弁な訴えにおいて州教育委員会がこの大胆な前進への歩みをとるべきことを力説してこの報告書を閉じている。

「第十二年報」(1848)の提出に先立つ数カ月前(1848年3月)、マンはジョン・クインシー・アダムス(John Quincy Adams)の後任として合衆国々議員に選ばれ、教育長の職を辞任した。この報告書は、いわばその告別講演である。彼は先ず、過去12年間における州内公立学校の進歩を回顧し、校費が倍加したこと、2,200,000ドルが校舎費に費されたこと、知的教養のある女教師が急速に増加したこと、児童の就学状況が向上したこと、州立師範学校および教員講習会が実績をあげつつあること、学校図書館が普及し圖書の総計が91,000冊以上に増加したこと、刑務所や感化院の收容者に教育が施され、低能や白痴が人道主義的な取扱いを受けるようになったことなどを当然の誇りをもつて数えあげている。

次に、彼は前年の年報において論じたと同様の論題——それはアメリカ公立学校の父としてのホレース・マンの得意の論題であるが、——

「州の財政状態を改善し、その知的並びに道徳的性格を向上せしめるために現在の学校制度がもっている力」に論及している。彼はマサチューセッツ州が他の諸州に比して土地は不毛で天然資源に乏しく、国会議員の数においても政治的劣勢にあるが、そんなことは比較的些細なことであり、かつマサチューセッツ州がかかるとある存在であることが、かえつてより高き達成への刺激たるべきことを論じて次のように述べている。「東西両境界線の間に横わる狭い半開拓の土地がマサチューセッツ州なのではない。そこに住む高貴にして廉直な男子、その清純にして気高き女子、日々の課業を実生活の諸義務への序幕、ないし下稽古と考え、将来の大成への予言としていそしんでいる全州の学童——彼等こそわが州である。」この思想を発展・敷衍してさらに彼は、開化と進歩の最も効果的にして有益な原動力としての公立学校に論及し、教室内の眞の学習が社会の重大な関心といかに直結するかを、体育・知育・政治教育・道徳教育・宗教教育の正しい概念に結びつけて論証している。体育の普及はそれによつて身体を強壯にし人間の生命を延長し、種々の疾病を防ぎ、欲求を統御し、放埒の悪を防ぎ、かくて地上における神の殿堂たる肉体を内なる神性のすみかたらしめることができる。次に、彼は政治教育の考察に移り、州や国家の政治に関与するすべての人民を思慮ある行動に導き、参政権を正しく行使せしめ、種々の犯罪を防止するために大いに政治教育を重視すべきこと、そしてかかる政治教育は共和制の根底に横わる政治学の重要な原理を教え込むべきことを強調している。

しかしながら、より重要なのは道徳教育である。それは社会的存在としての人間にとつて第一義的な必要物である。道徳原理によつて統御されない知性は悪の召使いに過ぎない。人類の歴史をふりかえると、良心によつて導かれない知性は、法律の制約にもかかわらず、道徳家の

論議にもかかわらず、そして宗教家の説教にもかかわらず、常に正義を覆し、善なるものを悪に転じてきた。それ故に、一部の人々は今や世の中は道徳的に完全に破滅したもものとして諦めようとしている。しかもなお、社会の悪に染まらないすべての児童に注意深き道徳的訓練を施そうとする努力がなされていない。われわれはこの企てが失敗に帰するまでは絶望してはならない。われわれはそれを支持する多くの経験ある教師の力強い証言をもっている。しかし、道徳教育を徹底するためには、単なる訓練以上のものが必要である。そこに宗教教育が要求される。宗教教育は特定の宗派の宗教教授であつてはならない。それはすべての人々がそれに同意し、すべての人々をして神を敬し、同胞を愛せしめるところの啓示の偉大なる真理についての教育を意味する。このような宗教教育をいかにして青少年に授けるか。それは一定の信条と定式をもつ国教によつてであつてはならない。何となれば、あらゆる歴史はこれが最も罪深き虚偽と不信心を助長することを示しているからである。公立学校における宗教教育は、正義の永遠の法則たる聖書をすべての生徒に与え、その神聖な真理についての教師の教訓、なかならず模範によつて行われなければならない。この問題に関連して、マンは州教育委員会と教育長が無神論を唱え、「神なき学校」を奨励したという一部の宗教家の非難の不当なることを立証し結論的に、委員会と教育長は法律の規定と相容れない宗派的なカテキズムの教授には反対してきたが、常にすべての学校における聖書の使用を主張し続けてきたことを証言している。

最後にマンは、マサチューセッツ州の全市民に対して、彼等がその先祖の名に値すべく行動し、未来が彼等のために保留した高貴な使命を遂行すべく感激をもつて訴えてこの長文の告別報告を閉じている。